

扶養手当の認定に関する運用について

平成 28 年度から知事部局の運用に合わせ扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについては、別添のとおり取り扱ってきましたが、人事院からの通知を受け、国と本県の認定の方法に相違があることが判明しました。

つきましては、国に準じた運用をするため次のとおり取り扱い、別添の内容についても改めることとします。なお、事業所得等のある扶養親族の取扱いについては、大きな変更点はありません。

臨時的任用教職員の認定も同様の取扱いとなっていますので、今後の取り扱いにご留意ください。
判断の難しい個別の事案は、教職員・福利課給与担当まで確認してください。

○扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについて

(1) 事後に支給要件の喪失期間があったことが判明した場合の事実発生日の取扱い

認定の取り消しは要件喪失時点に遡り、再度の届出がなされるまでは、手当を支給することはできない。（職員の責めに帰することができない事由を除く）

参考事例：パート勤務の妻を認定中

H28.1.1～H28.3.31 支給要件喪失

H28.4.1～H28.6.30 要件具備

H28.7.1～H28.9.30 支給要件喪失

H28.10.2 支給要件を喪失していた期間が過去にあることが判明

	H28.1.1	H28.4.1	H28.7.1	H28.9.30	H28.10.2 判明	
	要件喪失期間	実態は要件具備	要件喪失期間			
	(届出なし)	(届出なし)	(届出なし)			
支給	戻入	一部を除き戻入※				←国の取扱い
支給	戻入	支給	戻入			←県の取扱い

※国の一部を除く場合の適用事例は、認定側から届出が不要と言われたが、その指示が誤りであった場合が挙げられている。本県において多発している職員の失念による単なる届出漏れなどは含まれない。

本事例では、要件を欠くことが H28 年 10 月 2 日に判明したため、実態として要件を具備した期間があったとしても遡って届出をすることはできない。よって、H28 年 1 月以降、認定を取り消すこととなり、H28 年 1 月以降の扶養手当は戻入することとなる。

(2) 適用日

令和2年4月1日とする。

扶養手当について

1. 扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについて

【事後に支給要件の喪失期間があったことが判明した場合】

(1) 事実発生日の取扱い

勤務月	支給額	3か月平均	事実発生日	
H28. 1月	130,000			
H28. 2月	105,000			
H28. 3月	110,000	115,000 (1月・2月・3月)		
H28. 4月	106,000	107,000 (2月・3月・4月)		

3か月平均をして
限度額を超える。
積算に入っている
1月から除外の該
当となる。

(2) 戻入の取扱い

勤務月	支給額	3か月平均	支給要件の判定	
H28. 1月	130,000		×	
H28. 2月	105,000		×	
H28. 3月	110,000	115,000 (1月・2月・3月)	×	
H28. 4月	106,000	107,000 (2月・3月・4月)	○	
H28. 5月	108,000	108,000 (3月・4月・5月)	○	
H28. 6月	107,000	107,000 (4月・5月・6月)	○	
H28. 7月	85,000	100,000 (5月・6月・7月)	×	
H28. 8月	99,000	97,000 (6月・7月・8月)	×	
H28. 9月	152,000	112,000 (7月・8月・9月)	×	

戻入

4月・5月・6月の平均は限度額内であるが、
事後に支給要件を喪失したことが判明し、
認定の届出がされていないため、当初から
除外となる。

2. 事業所得の事実発生日

事業所得、農業所得等は年額が基準となる。そのため、確定申告により申告した対象の年が算定の基礎となる。なお、起業、廃業などによる要件の異動はその日による。

平成27年分事業所得の確定申告の例（確定申告時期は、翌年の2月頃）

【要件を欠く場合】

事業所得による収入(※)が130万円以上だった対象年の1月1日が事実発生日

【要件を具備する場合】

事業所得による収入(※)が130万円を下回り平成28年以降も下回る見込みの対象年の1月1日が事実発生日

(※) 課税上の所得の金額の計算に関係なく扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による

	事実発生日
要件を欠く	H27 年 1 月 1 日
要件を具備	H27 年 1 月 1 日

※除外の場合は、さらに前年収入の確認を行う必要がある。

